

中野区運動施設等管理運営業務基準

1 適用

中野区運動施設等の指定管理者が行う管理運営業務の内容及び範囲等は、この基準による。

2 施設の運営に関する業務

(1) 開場・開園時間及び休館日

運動施設等の開場・開園時間及び休館日は、次のとおりとする。

ア 上高田運動施設（野球場・庭球場）

開場時間：午前 7 時～午後 9 時（季節により変更あり）

駐車場の使用は、午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

野球場 4 月 1 日～10 月 31 日 午前 7 時～午後 9 時

11 月 1 日～11 月 30 日 午前 8 時～午後 9 時

12 月 1 日～ 2 月末日 午前 8 時～午後 4 時

3 月 1 日～ 3 月 31 日 午前 7 時～午後 5 時

庭球場 3 月 1 日～12 月 10 日 午前 7 時～午後 9 時

12 月 11 日～ 2 月末日 午前 9 時～午後 9 時

休 場 日：5 月第 3 木曜日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 哲学堂運動施設（野球場・庭球場・弓道場）

開場時間：公園 4 月 1 日～9 月 30 日 午前 8 時～午後 6 時

10 月 1 日～3 月 31 日 午前 9 時～午後 5 時

野球場 午前 6 時～午後 9 時（季節により変更あり）

4 月 1 日～10 月 31 日 午前 6 時～午後 9 時

11 月 1 日～11 月 30 日 午前 8 時～午後 9 時

12 月 1 日～ 2 月末日 午前 8 時～午後 4 時

3 月 1 日～ 3 月 31 日 午前 7 時～午後 5 時

庭球場 午前 6 時～午後 9 時（季節により変更あり）

4 月 1 日～10 月 31 日 午前 6 時～午後 9 時

11 月 1 日～12 月 28 日 午前 7 時～午後 9 時

1月2日～2月末日 午前9時～午後9時

3月1日～3月31日 午前7時～午後9時

弓道場 午前9時～午後9時30分

休場（休園）日：公園 年末（12月29日～31日）

運動施設 9月第1木曜日及び

年末年始 野球場（12月29日～1月3日

1月2日・3日は一般に開放）

庭球場（12月29日～1月1日）

弓道場（12月29日～1月3日）

ウ 妙正寺川公園運動広場

開場時間：毎月1日～15日の午前9時～午後5時（6～8月は午後7時まで）

（新宿区との共同設置のため、16日～月末は新宿区の利用となる。）

休 場 日：9月第1木曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※現在、運動広場入口付近に管理詰所が設置されているが、老朽化等に伴い令和7年度末をもって撤去を行う。しかし、適切な法令基準等を満たすことを前提として、指定管理者によって新たに詰所を広場内に設置することに関しては妨げない。

エ （仮称）上高田五丁目公園

ミストボールの運転期間：ゴールデンウィーク（GW）～10月の第2月曜日

※期間については変更の可能性があるため、別途、都市基盤部公園課と調整を行うこと

(2) 施設使用許可等に関する業務

ア 施設利用のための団体及び個人登録に関する受け付け、本人確認等の業務。

イ 施設及び附帯設備の使用申請の受付及び承認書の交付に関する業務。

- ・ 中野区、中野区体育協会加盟団体等社会教育団体等の年間施設利用調整（年1回）
- ・ 上記調整実施後の再調整（発生時随時）

ウ 施設利用の変更・取消の受付及び取消承認書の交付に関する業務。

エ 利用料金の徴収に関する業務。

- ・ 未払い者については、督促状を送付し支払いの催促を行う。

- オ 利用料金の減額及び免除の対象となる利用者への対応業務
- カ 利用承認の変更又は取消における利用料金の返還に関する業務
- キ 公園の占用許可に関する業務。

- ・ 中野区立公園条例に基づき、臨時的に競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物を設ける占用（公園施設に影響のない一般的なものに限る）及び物件を設けない占用について、申請承認、利用説明、利用料金の徴収等の手続きを行う

※占用申請時には占用の目的、期間、仮設工作物の構造等について申請書にて確認すること。

- ・ 中野区立公園条例施行規則に基づき、利用料金の減額及び免除を行う

(3) 「中野区施設予約システム」に関する業務

ア 施設利用に関する手続きは「中野区施設予約システム」を利用して行う。

(ア) 登録団体等が行う手続き

施設の空き状況の照会、抽選の申し込み。抽選結果の確認、予約内容の照会・予約の取消し、抽選後の空施設の申し込み等。

(イ) 指定管理者が行う処理

登録団体等のデータ入力、入金・還付処理、各種統計資料の作成等。

イ 「中野区施設予約システム」の運用等について、必要に応じて定例会に出席する等、中野区及び他の施設予約システムを利用する指定管理者と協議する。

(4) 新しい施設予約システムの導入に係る業務

文化施設・スポーツ施設・公園施設の予約等を管理する中野区施設予約システム（以下、「現システム」という。）は、システムの再構築により新しい施設予約システム（以下、「新システム」という。）へ移行する。新システムへの移行にあたり、以下の業務を行うこととする。

- ・ 区が別途指定する新システム関連の研修等を受講し、運用等に備え、操作方法を習得すること。
- ・ 新システムに関する利用者からの問い合わせについて、適切な案内を行うこと。
- ・ 施設における現システム機器の撤去及び新システム機器の設置等について、区と協力のうえ実施すること。
- ・ 新システムを利用して施設予約等を行う必要のある団体の登録手続き等は、区が指定する時期から新システムにより行うこと。
- ・ 新システムの運用に係るオンライン決済及び、キャッシュレス決済による利用料金の取扱いについては、別途区が指定する者と契約締結すること。また、その他必要な手続きを行い、円滑にオンライン決済、キャッシュレス決済が導入できるようにすること。

- ・ その他、現システムから新システムへの移行準備、新システムの稼働準備・運用に係る必要な業務について区と協力のうえ実施すること。

(4) 施設の運営管理に関する業務

ア 開園、閉園時の開錠、施錠等

- ・ 開園 30 分前より順次開錠
- ・ 閉園 30 分前より閉園の案内放送、来園者を出口へ誘導、順次施錠

イ 施設利用者への対応

- ・ 運動施設・設備・備品の利用ルール・マナーの周知・指導

（哲学堂公園野球場 B 面については、園外のボール飛出し抑制のため、指定管理者で用意したバットのみを使用とする運用も可能とする。その場合、事前に中野区と協議すること。）

- ・ 園地利用者の利用ルール・マナーの周知・指導
- ・ 要望や苦情、トラブル等への対応
- ・ 施設内事故等の対応

ウ 駐車場の利用管理

- ・ 混雑時の誘導員配置
- ・ イベント及び大規模大会開催時の臨時駐輪場の設置
- ・ バイク・自転車の施設内走行の抑制
- ・ （仮称）上高田五丁目公園での障がい者駐車場対応
- ・

エ その他、施設等の管理

- ・ 照明・空調機器等設備の運転・停止

(5) 名勝哲学堂公園再整備事業に関する業務

中野区では国名勝指定による保存活用計画及び再整備基本計画に基づき、再整備の取組を進めている。これらの業務に関し、区が求める資料の提供、作成及び検討会等への出席など区の業務に協力する。